

教職員働き方改革加速化推進プラン（令和8～11年度）【概要版】

～「質の高い教育で子どもたちの未来を支える学都こおりやま」の実現を目指し郡山市立学校教職員の「働き方改革」を推進します～

◇勤務時間に関する目標

- 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにします。
- 1年間の在校等時間の総時間から、条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにします。

◇ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 教職員ストレスチェックの受検率を令和10(2028)年度には97%以上にします。
- 教職員ストレスチェックの集団分析における高ストレス者の割合を8%未満にします。
- 教職員ストレスチェックの集団分析における総合健康リスクを100以下にします。

本プランによる実施内容

- (1) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・「子ども見守り隊」による見守り活動の充実
- (2) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整
 - ・地域コーディネーターの設置
- (3) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応
 - ・相談窓口一覧の取りまとめと周知
 - ・学校法律相談事業の推進
 - ・通話録音及び時間外ガイダンス機能付き電話機導入を検討
- (4) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・GIGAスクール運営支援センター及びICT支援員設置
- (5) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- (6) 部活動
 - ・部活動指導員配置促進事業の推進
 - ・休日の学校部活動から段階的に地域連携・地域展開を推進
- (7) 学習評価や成績処理
 - ・統合型校務支援システムの活用
 - ・中学校への高速プリンタ及びデジタル採点ソフトの導入
- (8) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・「郡山市LINEこども・子育て相談」の窓口を設置
 - ・教育支援センター事業による「ふれあい学級」「すこやか学級」設置
 - ・SC、SSW、特別支援教育アドバイザー、方部巡回相談員等を配置

郡山市立学校で 推進してほしい取組

- (1) 本プランについての理解促進
- (2) 本プランの内容に関する保護者、地域住民への周知
- (3) 教職員の時間外在校等時間の正確な把握
- (4) 退勤時間から翌日の始業時間までの休憩時間について、11時間を目安に確保
- (5) 年次有給休暇等を連続して取得することの促進

- (6) 教職員による削減できる業務の洗い出し、校内の分担の見直し（本来は家庭や地域社会が担うべき業務を含む）
- (7) 勤務時間の上限の目安時間の実質的な遵守
- (8) 年間総授業時数や週当たり授業時数について、真に必要な時数となるように設定

教職員の健康及び福祉 の確保に関する取組

- (1) 時間外在校等時間の調査と面接指導の実施
- (2) ストレスチェックの実施
- (3) 教職員の事故等の発生状況や原因の分析と情報提供
- (4) 情報機器作業従事者特殊健康診断の実施
- (5) 心身の健康に対する不安や悩み等について相談できる窓口（EAP相談室）の設置と活用
- (6) 児童生徒の一斉下校日を増やす取組を推進

- (7) 長期休業期間における市立学校一斉閉庁日の設定
- (8) 退勤時間から翌日の出勤時間までの休憩時間を、11時間以上を目安として確保できるよう検討
- (9) 早出遅出勤務制度についての調査研究と導入に向けての検討
- (10) 年3回の「郡山市立学校教職員安全衛生推進会議」の開催

関連する取組・ フォローアップ

- (1) 「郡山市立学校教職員安全衛生推進会議」の実施と「学校教職員安全衛生推進だより」の発出
- (2) 本プランによる取組の概要や本市立学校教職員の時間外在校時間の状況について、「働き方改革リーフレット」やホームページの掲載等により公表
- (3) 「働き方改革取り組み事例集」の配布
- (4) 長時間勤務状況の見える化と「教職員タイムマネジメント通信」の発出
- (5) 郡山市立学校長会議・教頭会議や管理職との人事面談等における働き方改革に関する指導助言